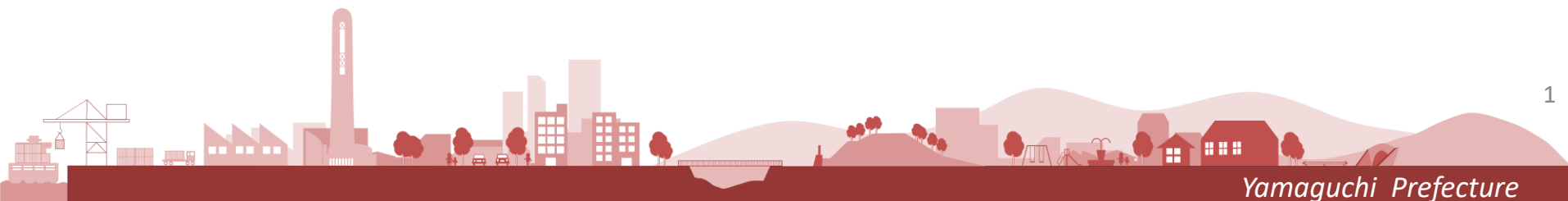


# 建設職人基本法に基づく 山口県計画の概要とその 取り組み状況について

山口県土木建築部監理課



- 1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律（通称：建設職人基本法）について
- 2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する山口県計画（以下「県計画」という。）について
- 3 県計画を推進するための実施内容について

建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処がなされるよう、特別に手厚い対策を国及び都道府県等に求めるもの

施行：平成29年3月16日

## 【目的】 第1条関係

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する

## 【基本理念】 第3条関係

- 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

## 【国等の責務】 第4条から第6条関係

- 国は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定、実施する
- 都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する
- 建設業者等は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずる

## 【基本計画等】 第8条・第9条関係

- 政府は、建設工事従事者の安全及び健康に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならない
- 政府は、少なくとも五年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があるときには、これを変更しなければならない
- 都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める

1. 当初の基本計画は、平成29年6月に閣議決定
2. 建設職人基本法では、「少なくとも5年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない」と規定
3. 法律の規定に基づき、令和5年6月に計画変更に係る閣議決定
4. 変更の概要（追加事項）
  - 健康確保対策の強化（熱中症対策等）
  - 人材の多様化に対応した建設現場の安全確保、職場環境の改善

## ○ 現状と課題

1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備
2. 一人親方等への対処の必要性
3. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

## ○ 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 建設業者及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

- 県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - 1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
  - 2. 責任体制の明確化
  - 3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施
  - 4. 建設工事の現場の安全性点検等
  - 5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

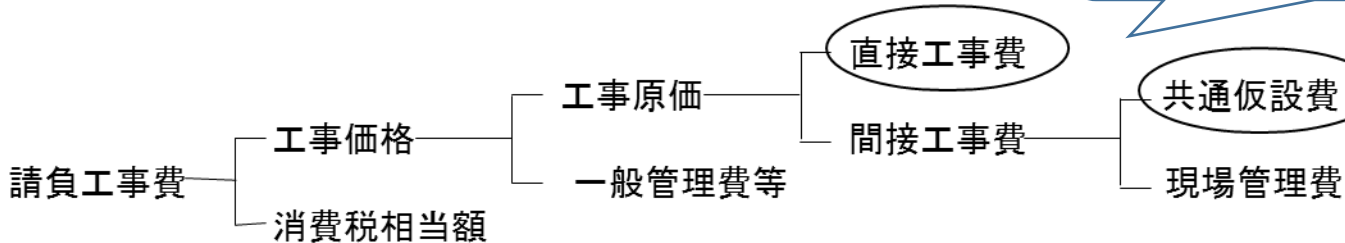


- 講習会の開催
  - ・ 毎年 1 回開催
- 安全衛生経費の確認調査
  - ・ 立入検査と同時実施
  - ・ 各社の安全に向けた取組を聞取り
- 普及啓発
  - ・ チラシの作成・配付
- 県発注工事での熱中症対策
  - ・ 積算基準
  - ・ 山口県土木工事共通仕様書

- 建設業取引適正化推進期間において実施。
- 県発注工事について設計図書の積算と実際の下請等契約状況を比較

## 積算の体系

一般的に安全衛生経費が積算されている項目を中心に確認



## 設計図書

名称	摘要	数量	単位	単価	金額
仮囲い	H=2 m	600	m		
仮設鉄板敷	設置費、基本料	360	m <sup>2</sup>		

## 設計図書の確認

### 河川改修工事

項目	設計書上の金額	実際の契約額等	直営下請の別
直接工事費 足場・支保工	7 5 7 千円	1, 2 4 0 千円	下請
共通仮設費 交通誘導警備員	1 3, 5 5 0 円/ 人・日	1 6, 0 0 0 円/ 人・日	下請（警備会社委 託）

## ○各社の取組

K Y（危険予知活動）など各社共通の取組に加え

- 現場事務所以外に、作業員用事務所（休憩所）を設置することで熱中症対策を実施
- 工事部門以外の視点でのパトロールを実施
- 安全に関する専門部署によるパトロール及びその結果の現場へのフィードバック
- 協力会社（下請）を含めた安全対策学習会  
等各社で特徴ある取組を実施

## ○積算基準

- ・ 現場環境改善費（共通仮設費）、現場管理費

## ○山口県土木工事共通仕様書

- ・ 高温多湿な作業環境下での必要な措置「土木工事安全施工技術指針（令和3年3月）」に則り、適切に対処すること。

- ① 作業場所に応じて、熱を遮るための設備を設け、作業場所の風を低減し、また、作業場の温度を適度に保つため、冷房や冷却設備を設け、作業場の湿度を適度に保つため、除湿機や除湿剤を設置し、作業場の湿度を適度に保つこと。  
また、作業場の湿度を適度に保つため、冷房や冷却設備を設け、作業場の湿度を適度に保つこと。
- ② 作業の休止および休憩時間を確保し、連続作業時間を短縮する。作業の休止および休憩時間を確保し、連続作業時間を短縮すること。  
また、作業の休止および休憩時間を確保し、連続作業時間を短縮すること。
- ③ 高温多湿な作業環境下で作業する作業員等の健康状態に留意すること。

## ○工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン

- ・ 受注者の請求による工期の延長（契約書第21条）